

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

平成22年2月19日付け北本市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

北本市

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

デマンド方式による運行

自宅 から 共通乗降場 まで

共通乗降場 から 自宅 まで

共通乗降場 から 共通乗降場 まで

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

片道300円

○身体障害者手帳、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、要介護認定を受けている方は半額とする。また、介助者についても半額とする。

○小学生は半額、小学生未満は無料とする。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

平成22年4月1日から

平成22年2月19日

北本市地域公共交通活性化協議会  
会長 山 畠 則 義